

小型船舶係留施設使用許可申請書

2025年 月 日

坂越漁港小型船舶係留施設 指定管理者
特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 様

申請者(所有者) 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () -
緊急連絡先 () -

下記のとおり小型船舶係留施設を使用したいので、赤穂市漁港管理条例第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記 様

漁 港 名	坂 越 漁 港	
船 種 及 び 船 名	<input type="checkbox"/> モーターボート <input type="checkbox"/> ヨット <input type="checkbox"/> その他()	船 名
全 長 、 全 幅	全 長	全 幅
	喫 水	総トン数
登 録 検 査 済 票 の 番 号		
取 得 操 縦 士 免 許 の 種 類 及 び 番 号	小型船舶操縦士	級 第 号
使 用 の 期 間	2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで	
E-mail アドレス		
※ 使 用 料	※ 円	※ 円/月 × 12 ヶ月
※ バース番号	※	

※欄は記入しないでください。

誓 約 書

坂越漁港小型船舶係留施設 指定管理者

特定非営利活動法人 兵庫県の水域の秩序ある利用を進める会 様

小型船舶係留施設の使用許可を受けた際には、関係法令、小型船舶係留施設の使用に関する一般条件及び次の事項を遵守することを誓約します。

- 許可を受けた船舶の係留に伴って、当該船舶が損傷したとき、もしくは、第三者に損害を及ぼしたときは、施設管理者に何ら請求しません。
- 小型船舶係留施設及び係留設備等は常に良好な状態で使用し、自らの過失により施設に損傷が生じた場合は、直ちに指定管理者に連絡するとともに、自らの費用で指示どおり復旧します。
- 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しません。
- 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 上記 1、2、3 及び 4 に違反したときには、本許可の取り消し、その他指定管理者が行う一切の措置について異議を述べません。

令和 7 年 月 日

〒
住 所

（法人にあっては主たる事務所の所在地、共同所有にあってはその代表者の所在地）

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名、共同所有にあってはその代表者の氏名）